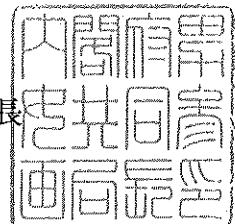




府共第162号の4
平成23年4月21日

(社)日本建設業連合会 常務執行役
万仲 宣夫 殿

内閣府男女共同参画局長



平成23年度「男女共同参画週間」の実施について

男女共同参画社会の実現に向けた施策の推進について、格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、男女共同参画推進本部では、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に対する国民の理解を深め、各界各層で男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組が行われるよう気運醸成を図ることを目的として、平成13年度より毎年6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施することとしております。

今年度は、東日本大震災への対応等に配意しながら、別紙の実施要綱により各種広報活動等を実施することといたします。

つきましては、貴管下関係機関・団体等に対しましても、周知方よろしくお願い申し上げます。

男女共同参画週間の案内（チラシ）及びポジティブ・アクションのリーフレットを男女共同参画局ホームページ (<http://www.gender.go.jp/week/week.html>) に掲載しておりますので、ご活用ください。

なお、本年度は、「男女共同参画週間」の中央行事である「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催及び「男女共同参画週間ポスター」の作成を取りやめることといたしました。

平成23年度「男女共同参画週間」実施要綱

〔平成23年4月21日
男女共同参画推進本部長決定〕

1 目的

本週間は、男女共同参画社会の形成の促進を図る各種行事等を全国的に実施することにより、男女共同参画社会基本法の目的及び基本理念に関する国民の理解を深めることを目的とする。

2 実施期間

平成23年6月23日（木）から6月29日（水）までの1週間

3 主唱

内閣府その他の男女共同参画推進本部構成府省庁（警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）

4 協力を依頼する機関・団体等

地方公共団体、女性団体その他の関係団体（都道府県、政令指定都市、男女共同参画宣言都市、男女共同参画推進連携会議関係団体、有識者等）

5 実施事項

- (1) 本週間の実施に併せて「男女共同参画社会づくり功労者内閣総理大臣表彰」及び「女性のチャレンジ賞表彰」を実施する。
- (2) 本年度は、ポジティブ・アクションの推進を重点としており、「チャンスを分かち、未来を拓こう」というキャッチフレーズのもと、男女共同参画社会の実現に向けた各種広報啓発活動等を実施する。
- (3) 4に掲げる機関・団体等に対して、(2)に掲げる広報啓発活動等の協力を依頼する。

平成 23 年度男女共同参画週間キャッチフレーズ 「チャンスを分かち、未来を拓こう」について

平成 23 年 4 月
男女共同参画局

女性は人口の半分、労働力人口の 4 割余りを占め、政治、経済、社会など多くの分野の活動を担っています。しかし、日本では他の先進国と比較して、指導的な立場で活躍する女性が少ないのが現状です。このため、社会の様々な活動に参画する機会の格差を改善するため、必要な範囲において、女性に積極的に機会を提供する取組を「ポジティブ・アクション」(積極的改善措置)と呼び、企業、団体、地域社会などで推進することが求められています。

本年度は、「ポジティブ・アクション」の理解を求め、取組を促すためのキャッチフレーズを募集しました。最優秀賞は「チャンスを分かち、未来を拓こう」に決定いたしました。